

福井市 目指せ介護離職ゼロ推進 奨励金のご案内

介護休業や介護短時間勤務等の利用を図ることで、介護を理由とした離職を防ぎ、介護と仕事を両立できる職場環境を整備することを目的として、**下記の事業に取り組む市内中小企業**を支援します。

共通事項：福井市内に事業所又は営業所を有し市税の滞納がない中小企業事業主であること。

各奨励金は**男性労働者・女性労働者**それぞれについて「初めて」の場合に対象になります

過去に介護休業を取得した女性労働者はいたが、初めて男性労働者が介護休業を取得	対象
過去に女性労働者も男性労働者も介護休業を取得したことが無い	対象
過去に女性労働者も男性労働者も介護休業を取得したことがある	対象×

介護休業・介護短時間勤務制度等 利用促進奨励金 - A

〔対象となる事業主〕

次の全てに該当する事業主

- ・ 介護休業又は介護短時間勤務制度等を、要介護の家族を持つ労働者に一定期間利用させたこと
 - ・ 初めて労働者(市内勤務)に介護休業又は介護短時間勤務制度を利用させたこと
- 時差出勤やフレックスタイム制も対象となります。

〔奨励金の額〕

制度の利用期間(一定期間)	奨励金額
2週間以上～1か月未満	5万円
1か月以上	10万円

介護休業代替要員確保 支援奨励金 - B

〔対象となる事業主〕

次の全てに該当する事業主

- ・ 介護休業を取得した労働者(市内勤務)に対する代替要員を確保したこと
- ・ 初めて代替要員を確保したこと
- ・ 代替要員の確保の時期が介護休業の開始日から概ね2週間前の日以降であること

〔奨励金の額〕

(休業期間中における代替要員の賃金又は派遣労働者に係る費用の人件費部分)
 $\times 1/2$
上限額5万円

(詳しい申請の流れは裏面へ)

お問い合わせ

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

福井市しごと支援課 TEL:0776-20-5321 FAX:0776-20-5323

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階

A 介護休業・介護短時間勤務等を利用する場合

B 介護代替要員を確保する場合

事業所 **受給資格認定の申請** 福井市

- < 申請期限 >
介護休業・介護短時間勤務制度等利用開始前までに提出
- < 提出書類等 >
奨励金受給資格申請書（様式第 1 号）
就業規則等（介護休業・介護短時間勤務制度等が規定されていることが確認できる書類）
登記事項証明等
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
介護休業・介護短時間勤務制度等の利用前の勤務時間が確認できる書類
介護休業・介護短時間勤務制度等の利用申出書及び利用承認通知

事業所 **受給資格認定** 福井市

事業所 **交付申請** 福井市

- < 申請期限 >
介護休業・介護短時間勤務制度等の利用期間が終了した日又は開始から 1 か月経過した日のいずれか早い日の翌日から起算して 2 か月以内に提出
- < 提出書類等 >
奨励金交付申請書（様式第 4 号）
受給資格認定書の写し
市税の滞納がないことを証明する納税証明書
介護休業・介護短時間制度利用等の利用前後のタイムカード
賃金台帳の写し

事業所 **交付決定及び額の確定** 福井市

事業所 **請求書提出** 福井市

- < 提出書類 >
奨励金交付請求書（様式第 6 号）

事業所 **奨励金の交付** 福井市

事業所 **受給資格認定の申請** 福井市

- < 申請期限 >
介護休業を開始前までに提出
- < 提出書類等 >
奨励金受給資格申請書（様式第 7 号）
介護休業利用申出書及び利用承認通知求人票など代替要員の募集に係る書類
代替要員の労働条件通知書
登記事項証明書等

事業所 **受給資格認定** 福井市

事業所 **交付申請** 福井市

- < 申請期限 >
代替要員の賃金総額が確定した日又は奨励金交付額上限に達した日のいずれか早い方から 2 か月以内に提出

- < 提出書類等 >
奨励金交付申請書（様式第 10 号）
受給資格認定書の写し
市税の滞納がないことを証明する納税証明書
介護休業を利用していることが確認できる書類
代替要員賃金計算書（様式第 11 号）
出勤簿又はタイムカードの写し
賃金台帳の写し

事業所 **交付決定及び額の確定** 福井市

事業所 **請求書提出** 福井市

- < 提出書類 >
奨励金交付請求書（様式第 13 号）

事業所 **奨励金の交付** 福井市

各様式については、「ふくいおしごとネット」からダウンロードしてご利用ください。
(https://fukui-shigoto.net/information/detail.php?news_id=39)